

労働法の基礎講座

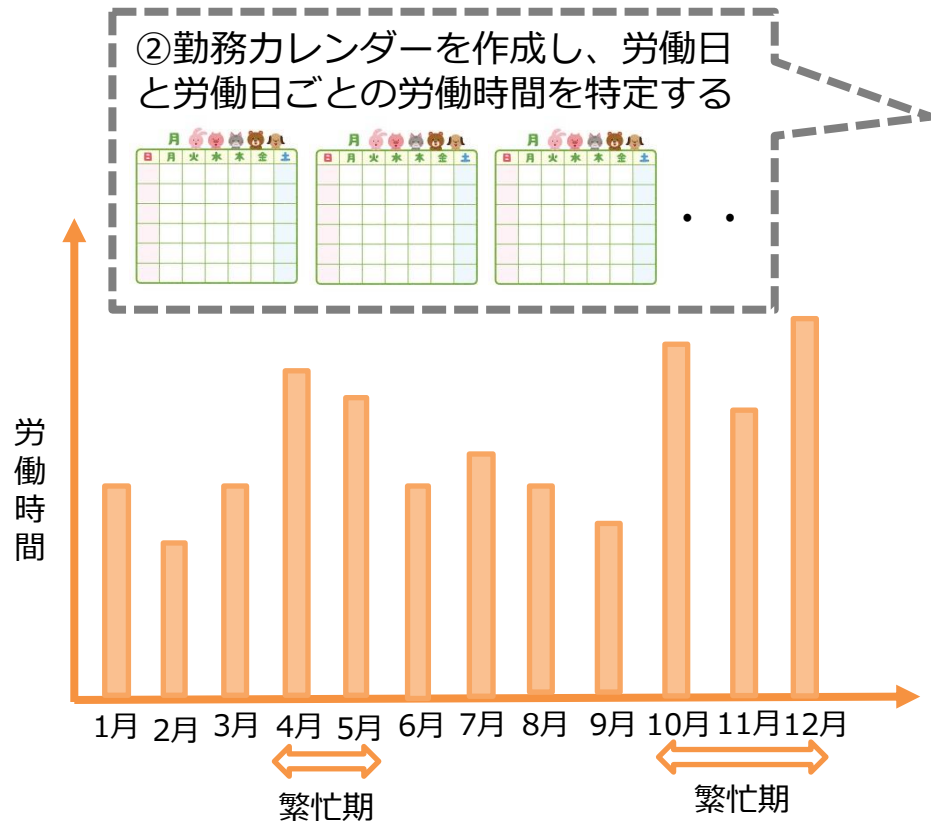
第20回



【労働時間】変形労働時間制（1年単位）

特定の季節や月が繁忙となる場合に、一定の期間（1か月を超え1年以内）について、業務の繁閑に応じて労働時間をあらかじめ配分し、期間全体で平均週40時間以内に収まるようにする制度です。

＜例＞変形期間を1年間、休日を毎週日曜、第2・4土曜（ただし、繁忙期の第2土曜は労働日）、祝日、1日の所定労働時間を通常7時間、繁忙期8時間とするケース



①あらかじめ各月の労働日数、労働時間数等を計画

	労働日数	総労働時間	1日の所定労働時間
1月	23日	161時間	7時間
2月	20日	140時間	7時間
3月	23日	161時間	7時間
4月	24日	192時間	8時間
5月	23日	184時間	8時間
6月	23日	161時間	7時間
7月	24日	168時間	7時間
8月	23日	161時間	7時間
9月	22日	154時間	7時間
10月	25日	200時間	8時間
11月	22日	176時間	8時間
12月	26日	208時間	8時間
合計	273日	2066時間	—

変形期間の総労働時間は、法定労働時間の総枠以内（1年の場合は、 $40\text{時間} \times 365\text{日} / 7\text{日} \div 2085\text{時間}$ 以内）とする

■ 1年単位の変形労働時間制を導入する際の要件など

<労働時間数・労働日数の限度>

- ① 1日の所定労働時間の限度は**10時間まで**
- ② 1週間の所定労働時間の限度は**52時間まで**
- ③ 労働日数は1年**280日以内**（期間が3ヶ月以内の場合は制限なし）
- ④ 連続労働日数は原則**6日まで**
- ⑤ 期間が3ヶ月を超える場合、週48時間を超える週は**連続3回まで**
（3ヶ月ごとの期間で区切った際、週48時間を超える週数は各期間3回まで）

<法定時間外労働になる時間>

- ① 1日8時間（8時間超の労働時間を設定した日はその時間）を超える時間
- ② 週40時間（40時間超の労働時間を設定した週はその時間）を超える時間
- ③ 期間中の法定労働時間の総枠を超える時間（※）

※ 期間中の総労働時間（ただし、①と②で法定時間外労働としてカウントした時間を除く）
－ 法定労働時間の総枠（40時間×変形期間の暦日数/7日）

<導入手続>

労使協定を締結し、労働基準監督署長へ届出

・更に詳しい解説は、[こちら](#)をご参照ください。
・届出は、電子申請が便利です。
[こちら](#)の情報も参考に、電子申請の利用をお願いします。

